

施設修繕随意契約結果表

令和5年7月～令和5年9月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	保健衛生局 保健部 大宮聖苑管理事務所
件 名	さいたま市大宮聖苑令和5年度火葬炉設備修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区染谷2丁目350番地1
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契約の相手方の 商号又は名称	㈱宮本工業所
契 約 金 額 (円)	66,627,000
随意契約によること とした理由	<p>現在設置されている火葬炉は、メーカー独自の技術的ノウハウに基づき設計・施工され、多様な部材、設備等が一体となって機能している設備であり、その詳細な仕様や構造は一般に公表されておりません。</p> <p>メーカー以外の他社の施工では、メーカーによる一貫した性能保証や既存機器との互換性の保証は得られず、万が一にも必要性能が発揮されない場合には、ブロック本体の膨張による台車の挟まれや炉の破損による施設寿命の低下、台車の残臭気による施設運営へのマイナス影響、大気への有害物質の放出などが懸念され、施設の運営や稼働が停止となれば、代替困難な特殊施設であるため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがあります。</p> <p>以上のことから、今回修繕を行う設備は既存設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、施設の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により設計・施工メーカーである株式会社宮本工業所と随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センタークレーンバケット定期整備修繕
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契約締結日	令和5年8月10日
契約の相手方の商号又は名称	(株)福島製作所 東京営業所
契約金額 (円)	16,500,000
随意契約によること とした理由	<p>本修繕の対象であるクレーンバケット（以下バケット）は、「株式会社福島製作所」が焼却炉プラントメーカーの設計思想の下、専門技術に基づき、独自機構と独自部品の構成により製作されております。バケットの詳細部分においての材質・構造は公表されておらず、独自機構においては特許技術を含むものであり、部品調達、メンテナンス整備等は他の業者では出来ません。</p> <p>また、バケットはクレーン制御システムにより動作しますので、制御システムに合致する施工が必須であり、同等品、類似品、類似技術による他社施工では合致しきれず、不測の事態を招き復旧不能となる可能性もあります。</p> <p>工期におきましても、清掃工場クレーンの性質上、停止可能期間や作業環境の制約があり極めて限定された工期となります。その限定された期間での確実な履行に対応するためには、既存設備の構造・機能及び制御システムに精通する業者に請け負わせる必要があります。</p> <p>よって、地方自治法施工令第167条の2第1項2号の規定により株式会社福島製作所と随意契約を締結した。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局施設部西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センタークレーン設備定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和5年8月1日
契約の相手方の 商号又は名称	㈱日立プラントメカニクス 関東支店
契 約 金 額 (円)	23,980,000
随意契約によること とした理由	<p>クレーン設備は、焼却炉プラントメーカーの設計と整合性を綿密に図りながら、極めて高度な専門的技術に基づき独自技術や独自設計部品の構成により株式会社日立プラントメカニクス（旧日立機電工業㈱）」が設計製造し施工されたものです。</p> <p>内部部品の設計詳細は公表されておらず、制御面に関しても独自プログラムによる制御であり、部品調達、制御に合致し性能を満たす施工は他業者では行えません。</p> <p>工期におきましても、清掃工場クレーンの性質上、停止可能期間や作業環境の制約があり極めて限定された工期となります。その限定された期間での確実な履行に対応するためには、既存設備の構造・機能及び制御システムに精通する業者に請け負わせる必要があります。</p> <p>以上の理由により、「株式会社日立プラントメカニクス関東支店」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 東部環境センター
件 名	さいたま市東部環境センタークレーン設備定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社日立プラントメカニクス 関東支店
契 約 金 額 (円)	16,555,000
随意契約によること とした理由	<p>本設備は、当センターの運用形態に合せた設備として、旧日立機電工業(株)が設計施工しており、当該事業については、(株)日立プラントメカニクスに事業継承されている。運転制御に係わる部分、部品及び運転管理技術等も継承され、その技術情報等は、一切公表されていない。</p> <p>本修繕では、クレーンの運転制御に直結するバケットのオーバーホール、制御盤内部品の交換を行うが、各交換部品は特殊仕様であるため、設計施工した(株)日立プラントメカニクス以外では調達することが出来ない。また、部品交換後、制御部分と既存部分の制御システム一式について、総合連動調整を行う必要があることから、制御部分と既存部分の双方についての独自技術を有している(株)日立プラントメカニクス以外では施工を行うことが出来ない。</p> <p>よって、今回、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により(株)日立プラントメカニクスと特命随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎クレーンバケット定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和5年7月18日
契約の相手方の 商号又は名称	(株)福島製作所 東京営業所
契 約 金 額 (円)	7,958,280
随意契約によること とした理由	<p>今回の修繕対象クレーンバケットは、クレーンバケットメーカーである株式会社福島製作所が設計・製造した独自製品である。 既設の制御機器類は既設クレーンバケットの大きさ・構造・性能に適合するよう調整され、自動運転や手動操作が行われている。 当該メーカー以外が整備した場合、互換性や安定動作が確保できず、動作不良による性能低下や誤作動による衝突事故など、施設全体の稼働に係る支障が生じ、ごみの処理が出来なくなるなど、市民生活への重大な影響が危惧される。</p> <p>さらには、既設クレーンバケットの詳細な材質、構造は公表されておらず、特許技術を含むため、製造した業者でなければ十分な整備が出来ない。</p> <p>以上の理由により、「株式会社福島製作所 東京営業所」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎クレーン設備定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和5年7月24日
契約の相手方の 商号又は名称	㈱日立プラントメカニクス 関東支店
契 約 金 額 (円)	18,480,000
随意契約によること とした理由	当センターのクレーン設備は、株式会社日立プラントメカニクス（旧：日立機電工業株式会社）がメーカー独自の技術及び独自製品を駆使し、当センター向けの仕様として設計・施工した設備である。 本修繕では、既設クレーン設備の巻上ブレーキ、走行コントローラ等の交換、制御盤シーケンサの更新等を行う。 クレーン設備の稼働の安全性を確保するためには、交換、更新部分と既存部分を制御系統的に連携させ、調整する必要があることから、本修繕は制御部と既存部分の双方の仕組みを踏まえた独自技術を有している株式会社日立プラントメカニクス以外では施工が出来ない。 運転制御を管理するための制御部の構成及び既存設備の仕組みを踏まえた独自技術が求められることから、既存設備と密接不可分の関係にあるため、株式会社日立プラントメカニクス関東支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による契約を締結した。
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和5年7月24日
契約の相手方の 商号又は名称	川崎重工業(株)
契 約 金 額 (円)	295,900,000
随意契約によること とした理由	<p>クリーンセンター大崎は平成8年3月に川崎重工業(株)が設計・施工したごみ処理プラントで、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。</p> <p>ごみ処理プラントは多くの機器で構成されており、廃棄物処理施設の中でも設計・施工したプラントメーカーの多くの機器で独自製品(部品)、ノウハウ等が詰め込まれたもので、その性能を維持するためには適切な維持管理が必要とされている。</p> <p>今回修繕を計画している設備は、川崎重工業(株)製の機器で、材質等詳細な成分や詳細な形状(はめ合い部寸法など)は一切公表されておらず、他メーカーによって製作された部品を使用することは当施設の焼却性能を全く保障できず、ひいては重大な事故に繋がる恐れもあり、ごみ処理プラントが安全・確実に稼動するためにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならない、既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。</p> <p>以上より今回の修繕箇所は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、当施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、竣工当時から当施設の定期整備修繕を請け負ってきた、川崎重工業(株)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	建設局 北部建設事務所 道路維持課
件名	東大宮駅西口エレベータ制御盤等修繕
履行場所	さいたま市見沼区東大宮4丁目地内
契約締結日	令和5年9月11日
契約の相手方の商号又は名称	東芝エレベータ(株)北関東支社
契約金額 (円)	3,411,650
随意契約によること とした理由	<p>本修繕は、既存のエレベータ設備の重要構成部品である制御盤等を更新するものであり、その他重要構成部品である扉やかご等は、既存のものを使用します。</p> <p>このため、本件更新対象部分と既存設備部分を機械的・システムの的に連携させる必要があることから、本修繕対象部品の設計・製造、組付け施工は、既存部分を製作した東芝エレベータにしか施工することができません。既存設備製造者である東芝エレベータに蓄積された設計製造施工のノウハウは他社に提供されるものではないため、重要構成部品の一部の更新を実施する本修繕は、他社では実施することが出来ません。</p> <p>以上のことより、株式会社東芝エレベータとの特命随意契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により希望するものです。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	建設局 南部建設事務所 道路維持課
件 名	北浦和駅エスカレーター外修繕
履 行 場 所	さいたま市浦和区北浦和4丁目地内外
契 約 締 結 日	令和5年9月4日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	東芝エレベータ(株)北関東支社
契 約 金 額 (円)	21,890,000
随意契約によること とした理由	<p>本修繕は、機器・装置の点検のみを行うPOG契約のエレベーター・エスカレーターを対象としており、制御部品や主要構造部分を修繕した後に、引き続き既存機器を使用することから、システム的に連携させる必要があります。</p> <p>このため、本修繕は制御部等と主要構造部分の双方を製作した東芝エレベータ株式会社にしか施工することはできません。</p> <p>また、メーカーである東芝エレベータ株式会社独自の設計、製造上の技術情報は社外秘であることから他社に提供していないため、本修繕は他社では行うことはできません。</p> <p>さらに、当該施設の安全性は、製造、組立まで一貫して行った最終製品に対するメーカーの責任に立脚しており、メーカー以外の者が修繕を実施した場合には、それ以後、メーカーでも安全性の保証が困難となるため、公共の用に供し、多く利用者が安全利用できなければならない当該施設の安全性に支障が生じる恐れがあります。</p> <p>よって、東芝エレベータ株式会社北関東支社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	教育委員会 生涯学習総合センター
件 名	田島公民館エレベーター更新修繕
履 行 場 所	さいたま市桜区田島3丁目27番6号
契 約 締 結 日	令和5年8月2日
契約の相手方の 商号又は名称	東芝エレベータ(株) 北関東支社
契 約 金 額 (円)	37,730,000
随意契約によること とした理由	<p>今回修繕を行う田島公民館のエレベーターは、東芝エレベータ製で、設備の老朽化が進むとともに、機能維持管理に必要な部品調達が困難な状況になっています。</p> <p>修繕にあたっては、建物躯体部分や乗場等、今後も耐用可能な部品類は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、他の者に施工させた場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全に著しい支障が生ずるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、東芝エレベータ製を使用し、システムや構造、現場の状況を熟知している東芝エレベータ株式会社北関東支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約により契約を締結しました。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。